

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.1

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
工 程 関 係	☐ 別途工事との工程調整が必要あり (別途工事名：)	☐ 調整項目 (☐ 資材等の流用 ☐ 仮設及び工事用道路等の調整 ☐ 建設機械等の調整 ☐ 施工順序の調整 ☐ その他 () ☐ 別途協議)
	☒ 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	☒ 制限する工種名 (全工種) 施工時期及び施工時間 (8:30 ~ 17:00) 施工方法 ()
	☐ 他機関との協議が未完了	☐ 協議が必要な機関名 () 協議完了見込み時期 ()
	☐ 占用物件との工程調整の必要あり	☐ 占用物件名 (☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ その他 ())
	☐ 余裕期間設定工事	☐ 発注者指定方式 本工事は余裕期間を設定する工事である。本工事の着手日は令和 年 月 日とする。余裕期間は契約締結日から工事着手日の前日までとする。なお、共通仕様書に規定する工期とは、本工事においては余裕期間を含んだ期間を指す。 ☐ 任意着手方式 本工事は余裕期間を設定する工事である。受注者は、落札決定日の翌日から起算して3日以内に令和 年 月 日（工事着手期限日）までの期間内で工事着手日を決定し発注機関に通知することとし、本工事の着手日はその日とする。ただし、一度通知した着手日を変更することは認めない。また、休日（三重県の休日を定める条例第1条に規定する休日）を着手日に設定すること、及び設定した着手日により工期末が休日となる設定は認めない。余裕期間は契約締結日から工事着手日の前日までとする。なお、共通仕様書に規定する工期とは、本工事においては余裕期間を含んだ期間を指す。 余裕期間設定工事については以下によるものとする。 ・建設業退職金共済制度掛金収納書の提出については、三重県公共工事共通仕様書によらず工事着手日までに提出するものとする ・本工事は、余裕期間を設定した工事であり、主任（監理）技術者の配置は工事着手日とする。受注者は、契約時に現場代理人等選任通知書に記載した技術者を工事着手日に配置しなければならない。工事着手日に配置できず、余裕期間設定工事試行要領第7条第1項により技術者の変更が認められない場合は、工事続行不能届を提出しなければならない。
	☐ その他 ()	☐ その他 ()
用 地 関 係	☐ 用地補償物件の未処理箇所あり	☐ 未処理箇所 (☐ 別添図等 ☐ No. ~No. ☐ 別途協議) ☐ 完了見込み時期 (☐ 令和 年 月頃 ☐ 別途協議)
	☐ 仮設ヤードの有無	☐ 仮設ヤード (☐ 官有地 ☐ 民有地 ☐ その他 () ☐ 別途協議) ☐ 仮設ヤード使用期間 () ☐ 仮設ヤードからの運搬距離 (L = km) ☐ 使用条件・復旧方法 ()
	☐ その他 ()	☐ その他 ()
公害対策関係	☒ 施工方法の制限あり	☒ 制限項目 (☒ 騒音 ☒ 振動 ☒ 水質 ☒ 粉じん ☒ 排出ガス ☐ その他 ()) ☐ 施工方法等 (☐ 指定工法名 () ☐ その他 () ☐ 別途協議) ☐ 施工時期 ()
	☒ 事業損失防止に関する調査あり	☒ 調査項目 (☐ 騒音測定 ☐ 振動測定 ☒ 水質調査 ☐ 近接家屋の事前・事後調査 ☐ 地盤沈下測定 ☐ 地下水位等の測定 ☐ その他 () ☐ 別途協議) ☒ 調査方法 (☐ 別途資料 ☐ その他 () ☒ 観測井戸設置箇所については別途協議)
	☐ 漁業関係による調整	☐ 工事の施工に関して、施工期間（契約時から完成時まで）においては、理由のいかんにかかわらず、内水面漁業協同組合及び組合員等に対して金品の提供は行わないこと。 ☐ 内水面漁業協同組合への工事の施工方法や現場管理等の説明は、発注者が行います。なお、発注者のみで説明が困難な場合は発注者に同行すること。
	☐ その他 ()	☐ その他 ()

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

亀山市
令和4年7月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.2

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
安全対策関係	☒ 交通安全施設等の指定あり	☐ 交通安全施設等の配置 （ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） ☒ 交通誘導警備員の配置 （ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） ☐ 指定路線 ☒ 指定路線以外 ☒ 交通誘導警備員の配置人員数 ☐ 概算人数による算出 ① 交通誘導警備員の人数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ人数：交通誘導警備員 A： 人 B： 人 （注：交通誘導警備員Aが配置できない場合も変更の対象とする。） ② 受注者は、工事着手前に配置計画等（配置人員、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置人員を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要がある場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、延べ配置人員の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績人数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人数が確認できる資料を提出すること。 ☒ 積上げによる算出 配置人員数（3人）（起点、終点に1人ずつ配置及び工事箇所1人配置。（うち交通誘導警備員A（1人）） （注：配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。） ☐ 交通誘導警備員の配置時間（ ） ☐ 交通誘導警備員の配置期間（ ） ☒ 交通誘導警備員配置の対象工種（ 全工種 ）
	☒ 近接施設等に対する制限	☒ 既存施設あり ・近接公共施設 （ ☐ 鉄道 ☐ 電気 ☐ 電話 ☒ 水道 ☒ ガス ☐ その他（ ）） ・近接施設（ ☐ 擁壁（ ） ☒ ブロック塀 ☒ 家屋 ☐ その他（ ）） ・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。 ☐ 工法制限あり ・制限を受ける工種（ ） ・制限内容（ ）
	☐ 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	☐ 安全防護施設等の配置 （ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） ☐ 保安要員の配置 （ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ）
	☒ 現場での安全確保（自主施工の原則）	☒ 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 ☒ 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。
	☒ 事故速報の提出	☒ 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、事故の概要を所定の書面により速やかに報告すること。
	☒ その他（ ）	☒ その他（施工に関して事前に埋設物及び架空線調査を実施し、施工機械等の接触による損傷事故を防止すること。） （当該工事付近には企業（古河電気工業株式会社）の出入口があるため、施工時は、古河電工関係者車両に支障のないよう打合せし、工程の調整・連絡を密に行なうこと。）
工事用道路関係	☐ 一般道路（搬入路）の使用制限あり ☐ 仮設道路の設置条件あり	☐ 経路及び使用期間の制限内容 （ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） ☐ 使用中及び使用後の措置 （ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） ☐ 用地及び構造 （ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） ☐ 安全施設 （ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ）
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.3

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
仮設備関係	☐ 仮設備の設置条件あり	☐ 使用期間及び借地条件 （ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） ☐ 転用あり（ 回） ☐ 兼用あり（ ） ☐ その他（ ）
	☐ 水替工（締切排水工）	☐ 施工条件の指定なし ☐ 施工条件の指定あり ① 水替工（締切排水工）の水替日数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ水替日数： 日 ② 受注者は、工事着手前に計画工程表等（対象工種、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要がある場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、水替日数の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績日数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 水替工（締切排水工）完了後、協議により定めた実績日数が確認できる資料を提出すること。 ☐ その他（ ）
	☐ 仮設物の構造及び施工方法の指定	☐ 構造及び設計条件 （ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） ☐ 施工方法（ ）
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
建設発生土・産業廃棄物関係	☐ 建設発生土受入地の指定あり	☐ 受入地の条件（ ☐ 別途図面 ☐ 運搬距離（L＝ km） ☐ 受入料金あり ☐ 受入料金なし ☐ 別途協議 ☐ その他（ ））
	☒ 建設発生土受入地未定	☒ 受入地未定につき別途協議する。（ ☒ 暫定運搬距離 L＝ 8 km、 ☐ その他（ ） ）
	☒ 産業廃棄物の処理条件あり	☒ 産業廃棄物の種類 （ ☒ コン塊 ☒ アス塊 ☐ 木材 ☒ 汚泥 ☐ その他（ ）） ☒ 産業廃棄物の処分地 （ ☒ 再生処分場（ As殻 ） ☒ 最終処分場（ 汚泥 ） ☐ 別添図書 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） 【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目（ ）に記入のこと。】 ☐ 処分場の受入条件（ ） ☒ 舗装切断時の排水処理 アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員に提示しなければならない。 ☐ 舗装切断時の回収水等の運搬・処理については、契約後、監督員と協議すること。
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
工事支障物件関係	☐ 工事支障物件あり	☐ 支障物件名 （ ☐ 鉄道 ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ 有線 ☐ その他（ ）） ☐ 移設時期 （ ☐ 令和 年 月 頃 ☐ 別途協議） ☐ 防護（ ）
	☐ その他	☐ その他（ ）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.4

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
薬液注入関係	☐ 薬液注入工法等の指定あり	☐ 設計条件（ ） 工法区分（ ） 材料種類（ ） 施工範囲（ ） ☐ 削孔数量（ ） 注入量（ ） その他（ ）
	☐ 提出書類あり	☐ 工法関係（ ） 材料関係（ ）
	☐ 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認	
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
再生材使用関係	☒ 再生材使用の指定あり	☒ 再生材の種類（ ☒ 再生Asコン ☐ 再生路盤材 ☒ 再生クラッシャーラン ☐ 道路用盛土材 ☐ 再生コン砂 ） ☒ 再生材が使用出来ない場合の措置（ ☐ 新材に変更 ☐ その他（ ） ☒ 別途協議 ）
	☐ 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験）	☐ 再生コンクリート砂（1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。）
	☐ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく 認定製品の使用について	☐ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議する。 （認定製品の品名： ☐ 盛土材 ☐ 埋戻し材 ☐ サンドクッション材 ☐ 上層路盤材 ☐ コンクリート二次製品 ☐ グレーチング ☐ その他（ ）） ☐ 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 （認定製品の品名： 間伐材製工事用バリケード・看板・標示板 ）
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
そ の 他	☐ 工事用機材の保管及び仮置きが必要あり	☐ 保管場所（ ） 期間（ ） その他（ ）
	☐ 現場発生品あり	☐ 品名（ ） 数量（ ） 保管場所（ ） その他（ ）
	☐ 支給品あり	☐ 品名（ ） 数量（ ） 引渡場所（ ） 時期（令和 年 月 日） その他（ ）
	☐ 盛土材等工事間流用あり	☐ 運搬方法（ ☐ 受注者で運搬 ☐ 受注者以外で運搬 ☐ 別途協議 ☐ その他（ ）） ☐ 引渡場所（ ☐ 別添図等 ☐ 別途協議 ☐ その他（ ）） 数量（ ） 運搬距離（L＝ km）
	☐ 現場環境改善費適用工事	☐ 現場環境改善の内容（率分）（ ） ☐ 現場環境改善の内容（積上）（ ）
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
適 用 条 件	☒ 適用条件	☒ 三重県公共工事共通仕様書（令和2年8月版）を適用（部分改定を行った内容も含む（最新改定：令和4年7月）） ☐ 「土木構造物設計マニュアル（案） 編」を適用 ☐ 契約後のVE提案に関する特記仕様書 令和 年 月 日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「工事監理連絡会」対象工事に係る特記仕様書 令和2年8月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ※設計図書の照査完了後、実施について監督員と協議すること。 ☐ 支援技術者 1. 本工事は現場における現場技術業務を〔例示ー（公財）三重県建設技術センター〕に委託しているので、その支援技術者が監督員に代わって施工体制点検、現場で立会、観察又は検測を行う際は、その業務に協力しなければならない。また、書類（施工体制台帳、計画書、報告書、データ、図面等）の審査に関し説明を求められた場合は、説明に応じなければならない。ただし、支援技術者は、工事請負契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議、検査の適否の判定等を行う権限は有しないものである。 2. 監督員から受注者に対する指示又は通知等を支援技術者を通じて行う場合には、監督員から直接、指示又は通知があったものとみなす。 3. 監督員の指示により受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。 4. 本工事を担当する支援技術者の氏名は右記の通りである。 支援技術者： ☐ 電子メールを活用した情報共有における実施要領 令和3年11月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照 ） ☐ デジタル工事写真の黒板情報電子化に係る特記仕様書 令和3年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照 ） ☐ ダンプトラック等による過積載等の防止に関する特記仕様書を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照 ） ☒ 工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.5

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
適 用 条 件	☐ 適用条件	☐ (土木)「月2回土日完全週休2日制工事(発注者指定型)」に係る特記仕様書 令和4年6月を適用 (三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) ☐ (土木)「月2回土日完全週休2日制工事(受注者希望型)」に係る特記仕様書 令和4年6月を適用 (三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) ☐ (港湾)「月2回土日完全週休2日制工事(発注者指定型)」に係る特記仕様書 令和4年6月を適用 (三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) ☐ (港湾)「月2回土日完全週休2日制工事(受注者希望型)」に係る特記仕様書 令和4年6月を適用 (三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) ☐ (農業農村整備工事)「月2回土日完全週休2日制工事(発注者指定型)」に係る特記仕様書 令和4年6月を適用 (三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) ☐ (農業農村整備工事)「月2回土日完全週休2日制工事(受注者希望型)」に係る特記仕様書 令和4年6月を適用 (三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) ☐ (森林整備保全工事)「月2回土日完全週休2日制工事(発注者指定型)」に係る特記仕様書 令和4年6月を適用 (三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) ☐ (森林整備保全工事)「月2回土日完全週休2日制工事(受注者希望型)」に係る特記仕様書 令和4年6月を適用 (三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) ☐ (漁港漁場関係工事)「月2回土日完全週休2日制工事(発注者指定型)」に係る特記仕様書 令和4年6月を適用 (三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) ☐ (漁港漁場関係工事)「月2回土日完全週休2日制工事(受注者希望型)」に係る特記仕様書 令和4年6月を適用 (三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) ☐ 「快適トイレ設置工事」に係る特記仕様書 令和2年7月1日を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) ☐ 「熱中症対策に資する現場管理費の補正に関する特記仕様書[令和2年7月改定版]」を適用 (三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) ☐ 「森林整備保全事業等における熱中症対策に資する現場管理費の補正に関する特記仕様書[令和3年8月6日改定版]」を適用 (三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) ☐ 「熱中症対策に資する現場管理費率の補正に関する特記仕様書[令和2年8月制定版]」を適用 ※「水道施設整備費に係る歩掛表」の間接工事費の工種区分を適用する工事 (三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) ☐ 「概算数量発注方式(詳細設計未実施の場合)特記仕様書」を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) ・工事資料 () ・工事実施計画書 () ☐ 「概算数量発注方式(詳細設計実施済の場合)特記仕様書」を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) ・工事資料 () ☐ 「ICT活用工事(土工)特記仕様書【発注者指定型】」令和4年1月を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) ・指定する施工プロセス ①3次元起工測量(指定) ②3次元設計データ作成(指定) ③ICT建設機械による施工(指定) ④3次元出来形管理等の施工管理() ⑤3次元データの納品() ・ICT建設機械の施工 ☐ 3次元MCまたは3次元MGブルドーザ ☐ 3次元MCまたは3次元MGバックホウ ☐ 「ICT活用工事(土工)特記仕様書【施工者希望型】」令和4年1月を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) ☐ 「ICT活用工事(舗装工)特記仕様書【施工者希望型】」令和4年1月を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) ☐ 「ICT活用工事(法面工)特記仕様書【施工者希望型】」令和4年7月を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) ☐ 「ICT活用工事(地盤改良工)特記仕様書【施工者希望型】」令和4年1月を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) ☐ 「ICT活用工事(河川浚渫)特記仕様書【施工者希望型】」令和4年1月を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) ☐ 「ICT活用工事(舗装工(修繕工))特記仕様書【施工者希望型】」令和4年1月を適用 (三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) ☐ 「ICT活用工事(擁壁工)特記仕様書【施工者希望型】」令和4年7月を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) ☐ 「ICT活用工事(基礎工)特記仕様書【施工者希望型】」令和4年7月を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.6

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
適 用 条 件	☐ 適用条件	☐ 「ＩＣＴ活用工事（浚渫工（港湾））特記仕様書【施工者希望型】」令和4年1月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「ＩＣＴ活用工事（基礎工（港湾））特記仕様書【施工者希望型】」令和4年1月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「ＩＣＴ活用工事（ブロック据付工（港湾））特記仕様書【施工者希望型】」令和4年1月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「ＩＣＴ活用工事（海上地盤改良工（床掘工・置換工））特記仕様書【施工者希望型】」令和4年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「建設現場における遠隔臨場の試行に関する特記仕様書」令和4年7月（三重県県土整備部）を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「建設キャリアアップシステム活用モデル工事 追加特記仕様書」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「追加特記仕様書（基礎工（既製杭工））」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「防振ゴム等の製造時検査に係る不正に関する追加特記仕様書」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ その他（ ）
監督の区分 （共通仕様書 第3編3-1-1-4 第6項、第10項 に規定する 表3-1-1(1)、 表3-1-1(2)）	☒ 一般監督 （ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、全ての工種を重点監督とする。） ☐ 重点監督	重点監督の場合 【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 ☐ 全ての工種に適用する。 ☐ 対象工種（ ） ※これ以外は、一般監督とする。
入札・契約方式	☐ 入札時ＶＥ方式 ☐ 契約後ＶＥ方式 ☐ 設計・施工一括発注方式 ☐ プロポーザル方式 ☐ 総合評価方式	☐ 契約前のＶＥ提案に基づき施工しなければならない。 ☐ 契約後にＶＥ提案を受け付ける。 ☐ 細部設計の承認を受けなければならない。 ☐ 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の加算点（満点）の１割を減点します。
電 子 納 品	☒ 工事完成図書（工事写真含む） ☐ 電子納品対象外	☒ 工工事完成図書（工事写真、完成図、公共ます設置台帳（公共ます設置申請書、公共ます設置完了写真、公共ます設置一覧表を含む））は電子納品とする。電子媒体の提出部数は、１部とする。 ☒ 三重県ＣＡＬＳ電子納品運用マニュアル（令和４年７月改訂）を適用
地質調査の電子成果品等	☐ 地盤情報データベースの登録の必要あり	☐ 検定及び登録機関（一般財団法人国土地盤情報センター（https://ngic.or.jp/）） ☐ 検定料金の計上（ ☐ Ａ検定 ☐ Ｂ検定 ） （注：受注後、これにより難しい場合は設計変更の対象とする。）
産業廃棄物税	☒ 産業廃棄物税	☒ 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
コリンズ作成・登録	☒ コリンズ（CORINS）の作成・登録	☒ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、コリンズ（CORINS）の作成・登録を行うこと。
建設副産物・建設発生土情報交換システム	☒ 建設副産物情報交換システム ☐ 建設発生土情報交換システム	☒ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータを入力すること。 ☐ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設発生土情報交換システムのデータ更新を行うこと。

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.7

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
下請関係 下請企業 次数制限	☒ 下請企業の次数制限	☒ 本工事における下請の次数は、2次（建築一式工事は3次）までとする。 上記次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。
県内企業 使用 管内企業 優先使用	県内企業の使用、管内又は隣接管内企業の優先使用	☐ 本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方（2次以下の請負人を含む）を三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。また、本建設事務所管内又は隣接する建設事務所管内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者を優先して選定するよう努めること。なお、県外企業を下請けに選定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者に報告を行うこと。
県内産製品 優 先 使 用	☒ 建設資材の県内産製品優先使用	☒ 本工事に使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材の優先使用するよう努めること。 ☒ 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。
県産木材の 利用推進	☐ 県産木材の利用を指定する工種あり	☐ 次の工種においては、県産木材を利用する。ただし、県産木材が利用できない場合は、監督員と別途協議すること。 （工種： ☐ 工事案内看板（標示板） ☐ 仮設防護柵工 ☐ 公園施設工（ ） ☐ 植栽支柱工 ☐ 木製ガードレール ☐ 柵工 ☐ 筋工 ☐ 型枠工 ☐ 視線誘導標 ☐ 治山ダム工 ☐ 土留工 ☐ 伏工（丸太伏工） ☐ 階段工 ☐ 案内標識 ☐ その他（ ）） ☐ 上記で指定した工種においては、県産木材の使用が証明できる資料（県産材証明書、納品書等）を監督員に提出しなければならない。 ☐ 加圧注入による防腐・防蟻処理の性能区分について、設計図書に明示あり。 ☐ 加圧注入による防腐・防蟻処理の性能区分を証明できる品質証明書等を監督員に提出すること。 ☐ 木製ガードレールについては、平成10年11月5日付建設省道環発第29号「防護柵設置基準の改定について」及び同関連通達「車両用防護柵性能確認試験方法について」に定められた試験方法により、土木研究センターにて検証し防護柵の性能を満たしたものであることを証明できる品質証明書等を監督員に提出すること。
不当介入を 受けた場合の 措置	☒ 不当介入を受けた場合の措置	☒ 暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号）を受けた場合の措置について （1）受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 （2）（1）により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 （3）受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
不当要求等 受けた場合の 措置	☐ 不当要求等を受けた場合の措置	☐ 三重県は「建設工事等の受注者への不当要求等防止対策要綱」及び「三重県建設工事等不当要求等防止協議会規約」（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）に基づき、建設工事等の受注者への不当要求等防止に取り組んでいます。 受注者又は下請負人等が不当要求等を受けた場合は、受注者から【※役職名記入】（不当要求等防止責任者）に報告様式〔三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）により、その事実を報告すること。また、受注者又は下請負人等に対する不当要求等の疑いがある行為について相談したい場合は、【※役職名記入】（不当要求等防止責任者）に躊躇なく相談すること。
工事实態調査	☐ 工事实態調査	☐ 三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準に満たない額で契約し、発注者より工事实態調査の指示があった場合又は、同実施要領で定める重点調査を経て契約した場合は、工事实態調査に協力すること。
社会保険等未加入 対策	☒ 社会保険等未加入対策 （健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）	☒ 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。
特例監理技術者の 設置	☐ 特例監理技術者の設置	☐ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定（監理技術者（特例監理技術者）の配置）を適用する。なお、配置を行う場合は、追加特記仕様書〔特例監理技術者等の配置〕に示す要件を全て満たさなければならない。（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

工 事 特 記 仕 様 書

1. この仕様書は当該工事にのみ適用し、定めのない事項については三重県公共工事共通仕様書(以下「公共共仕」という。)及び三重県建設工事執行規則によらなければならない。

2. 開削工

- 舗装道路については、1日の作業終了毎に原則としてアスファルト舗装により復旧し交通解放を行うこと。
- 舗装復旧部分の区画線について、舗装復旧後速やかに復旧すること。復旧に時間を要する場合は仮復旧を行うこと。
- 主要幹線の圧送管については、施工後監督員立会のもと水圧試験を行うこと。
- マンホール間の距離が 50m を超える箇所については、管内のテレビカメラ調査を完成報告書提出前に行い調査報告書の提出及び電子媒体にて調査映像を1部提出すること。
- 市道能褒野西線、施工開始時に土質試験を行い埋戻し土に適しているか確認すること。適していない場合は別途協議すること。

3. 竣工時の提出書類

- 公共ます設置台帳を指定の用紙データにより作成し、電子データ(PDF ファイル)で提出すること。
- 基準点より、マンホールの座標データを提出すること。
- 完成図(平面・縦断図)を提出すること。紙ベース:1部、電子データ(PDF ファイル)

4. その他

- 1日の作業時間が午後5時を越えると予想される場合は、午後4時までに監督員にその旨を連絡すること。また、1日の作業が終了次第、監督員に作業終了確認の連絡をすること。
- マンホール蓋デザインは、関第一から第五処理分区については「町並み／アスレ」、その他処理分区については「亀山城とハナショウブ」を使用すること。
- 「亀山市公共建築物等木材利用方針(平成23年4月1日)」第5の1に基づき、間伐材及び木製品を積極的に利用すること。
- 施工箇所を明示した休日作業届及び週間工程表を閉庁日二日前までに提出すること。

工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書

本工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により徹底を図るものとする。

- (1) 工事の円滑な施工確保を図る観点から、本工事の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、建設現場等における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、元請事業者をはじめ、下請事業者等の多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- (3) 工事等の関係者が「特定警戒都道府県」から作業等に從事する必要がある場合は、受発注者で協議を行い、感染拡大防止のための適切な対応をとること。
- (4) 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とするため、監督員と協議を行うこと。ただし、感染防止対策について施工計画書に記載した上で履行することを前提とする。

設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用（例）

＜共通仮設費＞

●労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費

●現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料

※いずれも、その後の積算における現場管理費率や一般管理費等率による計算の対象外とする。

＜現場管理費＞

- 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
 - 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
 - 遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費
- ※いずれも、その後の積算における一般管理費等率による計算の対象外とする。

なお、ここに掲げる例のほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更を行うことを妨げない。

- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「工事の一時中止や工期の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。
- (6) 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。

なお、感染者等であることが判明した場合は、本工事のみならず、受注者が本県と契約中の全ての工事について、一時中止の措置を行う場合がある。

(建設リサイクル法に関する条件明示等)

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（(平成 12 年法律第 104 号) 以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

積算条件

① 分別解体等の方法

※「分別解体の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (※)
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用

② 再資源化等をする施設の名称及び所在地

再資源化施設名を明示することは、再資源化施設を指定するものと解釈され、自由な競争を阻害する恐れがあるため、明示はしないものとする。

なお、積算上は「運搬費＋受入料金」の合計額の最も安価となる再資源化施設を想定している。

2. 元請業者から発注者への書面による事前説明（建設リサイクル法 12 条関係）

少なくとも以下の事項について説明する。

- ・ 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- ・ 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- ・ 工事着手の時期及び工程の概要
- ・ 分別解体等の計画
- ・ 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

以上の説明については、建設リサイクル法省令で定めた様式第 1 号の別表 1（建築物に係る解体工事）、別表 2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様換））、別表 3－1、3－2（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））のうち、当該工事に該当する別表及び工程表を工事を請け負おうとする者が作成し、契約締結前に契約担当者又は工事担当課長等に説明するものとする。

3. 工事請負契約書「7. 解体工事に要する費用等」に記入する内容について

契約締結時に発注者と請負者の間で確認した次の事項を請負者が記入するものとする。

- （1） 解体工事に要する費用
- （2） 再資源化等に要する費用
- （3） 分別解体の方法
- （4） 再資源化等をする施設の名称及び所在地